

議案第一百号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年十二月十九日

三朝町長

安

田

真

一

郎

平成二年拾月拾五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第一号中「二万五百円」を「二万千円」に、「一万千五百円」を「一万三千円」に、「九千五百円」を「一万円」に改める。

第十九条第二項の表以外の部分を次のように改める。

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第十九条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの並びに医療職給料表の適

用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて百分の十五を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

第二十条第二項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の六十を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第二十条に次の二項を加える。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 前条第四項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「次条第三項」と読み替えるものとする。

第二十一条第三項中「四十九万四千元」を「五十一万八千元」に改める。

第二十四条第一項中「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害

補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、「」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一

(イ) 行政職給料表(第三条関係)

| 職務の級 号 給 | 1 級 給料月額 | 2 級 給料月額 | 3 級 給料月額 | 4 級 給料月額 | 5 級 給料月額 | 6 級 給料月額 | 7 級 給料月額 | 8 級 給料月額 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 円 | 円 | 157,300 | 185,100 | 201,500 | 220,300 | 238,400 | 258,200 |
| 2 | 113,600 | 143,100 | 163,400 | 193,200 | 210,200 | 229,300 | 247,600 | 267,900 |
| 3 | 117,300 | 149,900 | 169,800 | 201,400 | 219,100 | 238,300 | 256,900 | 277,700 |
| 4 | 121,200 | 157,200 | 176,400 | 210,000 | 227,700 | 247,400 | 266,300 | 287,600 |
| 5 | 125,600 | 162,900 | 183,200 | 218,800 | 236,300 | 256,500 | 275,800 | 297,700 |
| 6 | 130,800 | 167,700 | 190,700 | 227,300 | 244,800 | 265,600 | 285,300 | 307,800 |
| 7 | 136,100 | 172,500 | 198,100 | 235,600 | 253,300 | 274,800 | 294,900 | 317,900 |
| 8 | 141,200 | 177,300 | 205,400 | 243,800 | 261,600 | 284,100 | 304,600 | 327,900 |
| 9 | 145,300 | 181,500 | 211,800 | 251,700 | 270,000 | 293,400 | 314,300 | 337,900 |
| 10 | 148,600 | 185,800 | 217,900 | 259,500 | 278,200 | 302,900 | 323,900 | 347,900 |
| 11 | 151,400 | 190,000 | 223,700 | 267,400 | 286,300 | 312,500 | 333,300 | 357,900 |
| 12 | 154,200 | 194,300 | 229,400 | 275,300 | 294,100 | 321,900 | 342,600 | 367,800 |
| 13 | 156,700 | 198,500 | 235,000 | 282,600 | 301,700 | 331,100 | 351,500 | 377,300 |
| 14 | 158,900 | 201,800 | 240,200 | 289,900 | 309,100 | 340,000 | 359,400 | 386,600 |
| 15 | 161,000 | 204,900 | 245,200 | 296,300 | 315,200 | 348,200 | 366,400 | 394,200 |
| 16 | 162,600 | 208,000 | 250,100 | 302,600 | 320,800 | 354,800 | 372,700 | 401,300 |
| 17 | | 211,000 | 254,600 | 307,100 | 325,900 | 361,000 | 378,200 | 406,000 |
| 18 | | 213,900 | 258,400 | 311,100 | 330,100 | 365,500 | 383,000 | 410,400 |
| 19 | | 215,900 | 262,000 | 315,000 | 334,100 | 369,800 | 387,400 | 414,800 |
| 20 | | | 264,800 | 317,900 | 337,600 | 374,000 | 391,700 | 418,900 |
| 21 | | | 267,600 | 320,700 | 340,800 | 378,200 | 395,800 | 422,700 |
| 22 | | | 270,300 | 323,500 | 344,100 | 382,300 | 399,500 | |
| 23 | | | 273,000 | 326,300 | 347,400 | 386,200 | | |
| 24 | | | 275,400 | 329,200 | 350,600 | 389,800 | | |
| 25 | | | 277,900 | 332,000 | 353,500 | | | |
| 26 | | | 280,300 | 334,800 | 356,300 | | | |
| 27 | | | 282,600 | 337,300 | | | | |
| 28 | | | 284,900 | 339,700 | | | | |
| 29 | | | 287,200 | | | | | |
| 30 | | | 289,400 | | | | | |
| 31 | | | 291,600 | | | | | |

(施行期日等)

附 則

(ロ) 医療職給料表(第三条関係)

| 職務の級 号 給 | 1 級 給料月額 | 2 級 給料月額 |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 254,500 円 | 290,900 円 |
| 2 | 266,500 | 303,200 |
| 3 | 278,700 | 315,500 |
| 4 | 290,900 | 327,700 |
| 5 | 303,100 | 339,800 |
| 6 | 315,200 | 352,000 |
| 7 | 327,300 | 364,400 |
| 8 | 339,300 | 376,800 |
| 9 | 351,300 | 389,000 |
| 10 | 363,300 | 401,100 |
| 11 | 373,800 | 412,900 |
| 12 | 383,700 | 424,100 |
| 13 | 393,500 | 435,200 |
| 14 | 403,000 | 446,100 |
| 15 | 412,300 | 456,900 |
| 16 | 421,600 | 467,300 |
| 17 | 430,900 | 477,500 |
| 18 | 440,100 | 487,600 |
| 19 | 447,400 | 497,600 |
| 20 | 454,300 | 505,200 |
| 21 | 460,600 | 512,700 |
| 22 | 465,100 | 517,900 |
| 23 | 469,600 | 522,900 |
| 24 | 473,900 | 534,800 |
| 25 | 478,100 | 543,800 |
| 26 | 481,800 | 552,100 |
| 27 | | 558,800 |
| 28 | | 564,200 |
| 29 | | 569,000 |

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条第一項の改正規定及び附則第九項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の三朝町職員の給与に関する条例の規定は、平成二年四月一日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

3 平成二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が行政職給料表に掲げる職務の級の一級及び二級の一号級である職員の切替日における号給は、二号級とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（最高号給等の切替え等）

4 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、町長

の定める職員の、改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

7 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（給与の内払）

8 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（休職者の給与に関する経過措置）

9 改正後の条例第二十四条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

（規則への委任）

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。